

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成25年5月24日現在

機関番号：14501

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2010～2012

課題番号：22531067

 研究課題名（和文） 障害児の就学・進学・卒業時における移行支援システムの構築  
 —市町村ベースの体制整備

 研究課題名（英文） Construction of the Community-based Transition Support System before  
 Attendance School until Graduation for Children with Disabilities

研究代表者

渡部 昭男 (WATANABE AKIO)

神戸大学・大学院人間発達環境学研究科・教授

研究者番号：20158611

研究成果の概要（和文）：地方分権一括法の2000年施行により、就学行政は中央集権的なものから自治的な仕組みに変わった。中央教育審議会は、インクルーシブ教育に向かうこと、および就学指導から相談支援に転換することを表明した(2010・2012年)。まず2010年調査により、市区町村において就学指導委員会の名称・仕組み・機能を相談支援の性格に変更した自治体例を把握した。次に2012年調査により、回答のあった36都道府県の17%(6件)、8特別区の75%(6件)、320市の25%(79件)、254町の9%(22件)、46村の22%(10件)、57共同設置等自治体の19%(11件)で既に相談支援に移行していたことが明らかとなった。

研究成果の概要（英文）：By the enforcement of the Decentralization Acts in 2000, Japanese administration of attendance at school switched over from centralized structure to local-autonomous structure. The Central Council of Education expressed that we should go to an inclusive education and that our system of attendance at school should be changed into a consultation support system (in 2010 and 2012). Through the 2010 survey, many examples were held that the local governments changed the name, structure and function of their school-attendance instruction committee to a character of consultation support. Through the 2012 survey, the percentage of local governments already changed to a consultation support system was 17%(6 samples) of 36 replied prefectures, 75%(6) of 8 replied Tokyo-districts, 25%(79) of 320 replied cities, 9%(22) of 254 replied towns, 22%(10) of 46 replied villages and 19%(11) of 57 replied joint setting local governments and others.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	1,200,000	360,000	1,560,000
2011年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2012年度	1,000,000	300,000	1,300,000
総計	3,200,000	960,000	4,160,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：教育学・特別支援教育

キーワード：障害児、移行支援、地方分権、就学指導、相談支援、中央教育審議会、インクルーシブ教育、障害者権利条約

## 1. 研究開始当初の背景

研究代表者である渡部は、高等部進学や卒業時の移行に関して、これまで複数回にわたり研究課題の採択を受けた。すなわち、「障害児の後期中等教育進学に関する実証的研

究」(一般研究(C)/1994-95年度)、「障害児のトランジション(学校—社会間移行)に関する実証並びに比較研究」(基盤研究(C)/1997-98年度)、「養護学校高等部専攻科等における教育の在り方—二重の「移行支援」に

着目して一」(基盤研究(C)/2007-09 年度)である。障害児の「就学—進学—卒業」に係る移行支援のうちで、着手を先送りしていた「就学」に係る研究を特に進展させ、さらに「就学—進学—卒業」を連携させるべく、本テーマでの研究開始となった。

## 2. 研究の目的

「就学」は、2000 年度からの地方分権一括法の実施により、機関委任事務から自治事務となった。機関委任事務とは、中央集権制度の下で国の事務を都道府県や市町村の機関に委任して実施させるものであり、国の基準や指示に従わねばならなかった。これに対して、自治事務は地方公共団体の裁量によって自治的に判断しうる事務である。従って、障害児の「就学」に関しても、新たに設けられた「認定就学者」制度によって、仮に障害の種類・程度が特別支援学校対象であったとしても地域の小中学校で学ぶという判断が可能となった。また、自治体が独自の仕組みを設け、法制の運用を工夫する余地が広がった。

そこで、本研究では、地方分権制度の下で、特に市町村レベルにおいてどのような移行支援の仕組みが整備・構築されつつあるのかを明らかにすることを目的とした。

## 3. 研究の方法

### (1)2010 年度

「障害児の就学事務・就学指導に係る資料収集」を、47 都道府県、23 特別区、783 市及び抽出の 147 町村(宮城 22、神奈川 14、滋賀 13、京都 13、兵庫 12、大阪 10、和歌山 21、鳥取 15、島根 13、徳島 16)の計 1,000 自治体の教育委員会を対象に、実施した。

### (2)2011 年度

研究期間の途中で、中央教育審議会初等中等教育分科会に設けられた「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」(以下、特特委員会)がインクルーシブ教育に係る検討を進め、2010 年 12 月 24 日には「論点整理」を公表するという新たな事情が生じたために、中教審の動向検討などを急ぎ行った。特特委員会は、2012 年 7 月 23 日に最終報告を公表した。

### (3)2012 年度

「2012 年度における「就学指導委員会」等(該当する組織)に係る調査」を、47 都道府県、1,773 市町村および 23 特別区の自治体の教育委員会を対象に悉皆で実施し、「就学指導から相談支援への転換」に係る実態・意向の把握を行った。

## 4. 研究成果

### (1)1988~2010 年の比較研究

研究代表者が 1988 年に実施した調査と、2010 年調査との比較を行った。その結果、以

下の諸点が明らかとなった。

### 【呼称を変更した自治体への着目】

1988 年調査の時点では大多数が「心身障害児適正就学指導委員会」を名乗っていた。2010 年調査では名称変更が見られた。

変更パターンとしては、第一に「心身障害児」について、削除するか、「障害児」「障がい児」「障害児等」「児童生徒」ないし「特別支援教育」としていた。第二に、「適正」について、削除したケースが多かった。第三に、「就学指導」について、「就学支援」「就学相談」としたり、さらには「特別支援教育推進」とするケースが見られた。その他として、「委員会」について、「審議会」「(推進)協議会」等とするところもあった。根拠規定としては、条例、教育委員会規則や訓令によるものと、それらの根拠規定を受けて具体的には会則・規程・規約・要綱などとするものがあった。

以下、「就学指導」の呼称を「就学相談」等に変更した区市町村に着目し、順に概要を示す。

### 【就学相談】

#### ① 東京都日野市・町田市・品川区

日野市では、「特別な支援が必要な児童・生徒に適切な教育を保障するため」に「特別支援教育就学相談委員会」が設けられ、市教委「特別支援教育推進チーム」が事務局を担っている。町田市では、「お子さん一人一人の能力や人格を尊重し、それをさらに伸張する教育を、保護者の方々とともに推進する姿勢を貫いていきたい」との考えの下に、「障がい児就学相談委員会」を設けている。市教委には「就学相談係」が置かれ、市教育センターでも教育相談が行われている。品川区にも「就学相談委員会」があり、市教委は「ひとりひとりの子どものしあわせを願って」と題した冊子を配布して、「一人一人の教育的ニーズに合った指導を基本理念とし、最も適した学びの『場』を保護者の皆様と相談しながら決めていきます」と表明している。

#### ② 長野県飯山市・千曲市・坂城町

市教委「子ども課」(学校教育に加えて保育所・子育て支援を含む)が就学事務を担当している。保育担当・園長等が把握した「気になる子」について保護者の了解を得て、「就学相談委員会」の専門委員等による参観・検査がなされ資料カルテが作成され、専門委員会で仮判断を行った上で、全体会で判断がなされる。そして、事務局が保護者と懇談し就学を迎える。長野県千曲市・坂城(さかき)町でも合同の「就学相談委員会」を設けている。

#### ③ 大阪府太子町・河南町・千早赤阪村

合同で「東部地区就学相談委員会」を設けており、就学先の決定にあたっては、保護者からの聞き取り、本人との面談、保護者の同意の下に幼稚園・保育所・保健センター等から聞き取りも行いながら進めている。

#### ④ 宮崎市

「幼児、児童及び生徒が就学先の選択等を行うに当たり、その保護者等に対し、適正な就学の相談及び支援を行うため」に、「特別支援教育就学相談委員会」を設けている。専門的な観点からの調査審議に際しては、「幼児等及びその保護者等の意見を十分に聴くものとする」とされている。「就学相談マニュアル」には「就学相談に当たる人の心構え」として「保護者の心情への共感的理解」「援助者としての姿勢」が記載されている。

##### 【特別支援教育推進】

北海道旭川市の「特別支援教育推進委員会」の運営要綱は、「特別な教育的ニーズのある児童生徒等について、就学相談又は教育相談の実施などにより一人一人のニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援のための専門的な判断や意見を示すとともに、関係機関と連携協力し、必要な助言等を行うことで、旭川市の特別支援教育の推進を図る」としている。室蘭市の「特別支援教育推進協議会」の条例は、「障害等により教育上特別な支援を必要とする就学予定児、児童及び生徒の教育的ニーズに応じた適切な教育的支援並びに学校等における特別支援教育の推進を図る」としている。他には、福島県本宮（もとみや）市、群馬県桐生市、和歌山県有田市が「特別支援教育推進委員会」、東京都台東区、滋賀県東近江市が「特別支援教育推進協議会」、大阪府池田市が「特別支援教育検討委員会」、大阪府島本町が「特別支援委員会」を設けていた。

##### 【就学支援】

岩手県奥州市では「障がいのある就学予定児、児童及び生徒について、適切な教育的対応を行うため」（適切な相談、助言及び支援）に「就学支援委員会」を置いている。さいたま市では「就学支援委員会」を置くとともに、「特別支援ネットワーク連携協議会」を機能させている。他に、埼玉県富士見市、八潮市、飯能（はんのう）市、三郷（みさと）市、熊谷市、和光市、東京都大田区、北区、武蔵村山市、昭島市、多摩市、神奈川県藤沢市、新潟県上越市、福井県勝山市、三重県四日市市、大阪府八尾市、泉南市、岬町・田尻町・熊取町（泉南郡合同）、宮崎県日向市が「就学支援委員会」を設けていた。

##### 【実態としての変容】

「就学指導」の呼称をすでに変更した自治体に着目したが、「就学指導」の名称の下で相談・支援の取り組みを進めている自治体も少なくなかった。例えば、個別の支援ツールとして、「入学支援ファイル」（新潟市）、「入学支援リーフレット」（新潟県長岡市）、「入学支援シート」（栃木県足利市）、「就学支援シート」（東京都青梅市・清瀬市、静岡県富士宮市）などが活用されていた。また、「就学指導委員会」と並行して「特別支援連携協議会」（愛媛

県伊予市）が動いていた。代わりに「教育相談所」（山形県上山市）が機能している自治体もあった。そして、「5歳児健診（相談）」を実施している自治体では、「5歳児健診（相談）→一年長組の1年間を通じた相談支援→就学指導へ」という繋いだ取り組みを築きつつあった（栃木県大田原市、鳥取県境港市）。

#### (2) 中央教育審議会によるインクルーシブ教育システムへの政策転換の表明

##### 【「連続性のある多様な学びの場」について】

中教審（特特委員会）から出された（2012年7月）「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（以下、「インクルーシブ教育報告」）は、障害者権利条約の批准に向けて、排除から包摂への政策転換を表明した。

「インクルーシブ教育報告」は、「インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、その時点で教育的ニーズに最も的確にこたえる指導を提供できる多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある『多様な学びの場』を用意しておくことが必要である。」と記している。

公表された参考資料「日本の義務教育段階の多様な学びの場の連続性」の図では、「ほとんどの問題を通常学級で対応」から「自宅・病院における訪問学級」までの七種類の学びの場が連続して配列されており、「必要のある時のみ」に特別支援教育を利用し、「可能になり次第」に通常学級に移行する構想となっている。これを構築して真に機能させるには、幾つかの課題がある。

第一に、「ほとんどの問題を通常学級で対応」「専門家の助言を受けながら通常学級」「専門的スタッフを配置して通常学級」の三つを全ての小中学校で実現するには、相応の人的・物的・技術的な裏付けが必要である。例えば、「通常学校」には現在、通常学級への教員配置にプラスして、特別支援学級、通級指導教室がある場合に当該の教員加配はなされるが、いわゆる「特別支援教育コーディネーター」は増員配置や時間確保の措置はなく、単なる指名（すなわち校務分掌の一環）に留まっている。地方交付税に経費計上されている「特別支援教育支援員」（公立小中学校に加えて高校・幼稚園にも拡充済み）は、あくまでも教員資格を問わない支援員である。図示されているところの「専門家」や「専門的スタッフ」を如何に養成し、配置するかという方策（関連法令の改正案）は示されていない。

第二に、「通級による指導」「特別支援学

級」について、それらのない小中学校があるために、他校への通級や居住地校以外への就学を余儀なくされるケースもある。最寄り校との距離が近く、公共交通機関が整備されている都市部では不便を感じないとしても、中山間地、へき地や離島、冬季に積雪のある地方では難渋する。

第三に、「特別支援学校」についても、その9割が都道府県立であって地域の小中学校と設置主体が異なること、転入者の増大によって過密過大傾向を抱えていること、必要な増設や地域への分散配置が遅れている場合のあること等の問題がある。

第四に、この構想図は義務教育段階のものであるが、さらに後期中等教育段階に延長するには、小中学校段階に限られている特別支援学級と通級指導とを高校等にも拡充しなければなるまい。高校等に特別支援学級と通級指導が整備されれば、中学校の特別支援学級や通級指導の利用者で高校等に進学する障害児も増え、特別支援学校高等部へ大量転入する傾向に歯止めをかけて特別支援学校の過密過大を抑制する上でも効果があろう。

#### 【必要に応じた諸サービスの総合保障】

今後は、必要に応じた諸サービスの総合保障を実現する必要がある。具体的方策は以下のようなものである。

第一は、通学できない者を学校教育から排除しないために、スクーリング（通学）に加えて（または代えて）、ビジティング（派遣・訪問）サービスを併用することである。

学校教育法は就学制を採るが、児童生徒が学校に通う「通学」に加えて、教員が出かけていく「教員派遣」を法定している（学校教育法第81条第3項〔幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校からの教員派遣〕／特別支援学校からの訪問教育）。教員派遣についての標準法上の定めはないが、特別支援学校の訪問教育に関しては学校教育法施行規則に「教育課程の特例」規定（第131条）があり、学習指導要領にも記載があることから、標準法の重複障害学級に係る規定に準じて実施されている。

加えて、幼稚園・小学校・中学校・高等学校及び中等教育学校からの教員派遣は、一部の自治体で試行されてはいるが国の制度としては構築されていない。通常学校からの教員派遣を病気療養や傷病治療、不登校やひきこもりへの対応（通常学級か特別支援学級かの在籍を問わない）として実質化するには、訪問教育と同程度に施行規則を整備し、学習指導要領に追記することで可能となろう。

第二に、在籍学級・学校の教育・学習保障及び生活保障ではそのニーズを満たしきれない場合に、他学級・学校等（通級指導教室を含む）での学習や生活を部分的に併用することである。

通常学級に在籍する障害児には、すでに通級指導が制度化されている。通級指導は、在籍方式は採らず、該当児が通級指導教室に通って「特別の教育課程」による「特別の指導」を受けることができる。自校に通級指導教室がない場合には、他校（特別支援学校を含む）に通うこともできる（学校教育法施行規則第141条）。通級指導には教師による巡回指導も含んでおり、教員派遣・訪問教育と同様に諸サービスのデリバリー方式による併用としても活用できる。例えば、通常学級に在籍する肢体不自由児が特別支援学校の自立活動を通級ないし巡回指導によって受けることもできるのである。

通常学級ではない特別支援学級や特別支援学校の在籍者にも、同様の仕組みが必要である。現状では、「交流及び交流学习」や「教育相談」として行われている。また、高等学校と特別支援学校高等部の間で「単位互換」を工夫しているところもある。

第三に、教師ないし教育機関のみではそのニーズを満たしきれない場合に、他の専門職や他の機関から関連諸サービスの提供を受けることである。日本の学校にはすでにスクールカウンセラーや学校看護師や介助職員が配置されている。領域「自立活動」も標準法上は学級担任・教科担任とは別建てで定数化されており、「自立活動」の特別免許状を所有する者（理学療法士PT・作業療法士OT・言語聴覚士STを含みうる）を優先的に採用する方策も採りうる。

必要に応じた諸サービスの総合保障は、「個別の支援計画」（学校教育段階においては「個別の教育支援計画」と呼ぶこともある）の活用によって可能な範囲ですでに現場で始まっている。

#### 【重複登録制による「共生」「共育」の推進】

「インクルーシブ教育報告」による「連続性のある多様な学びの場」も、また合わせて提示された「域内の教育資源の組合せ（スクールクラスター）」も共に魅力的であるが、同様の仕組みは諸外国にもあり、それだけでは日本独自のモデルと呼ぶには物足りない。

「理念・基本原則」と「歴史と現実」の双方を踏まえて、「共生する社会の実現」という新たな次元に一步を踏み出せないものであろうか。この点でも、重複登録制は威力を発揮するであろう。

研究代表者が着目するのは、日本の公立小中学校が採る「小学区制＝地域制」の特長点である。日本の義務教育にあっては、住んでいる地域によって通うべき公立校が決まっている。これを「小学区（一地域一校の小さな学区）制」という。

東日本大震災を契機に、今また「地域コミュニティ」の価値と役割が見直されている。そこで、「義務教育段階におけるすべての子

どもが居住地校に重複登録を置く新方式」を提言したい。居住地校に学ぶ子らに加えて、特別支援学校や他校の特別支援学級に学ぶ障害児、さらには国私立校や学校選択制等で他の公立校に学ぶ者も居住地校に重複登録を置き、すべての子どもを地域で育む取り組みに着手し、展開しようというのである（そうした取り組みに参加したくないという自由も認めた上で）。「共生する社会の実現」とは、今や障害児者だけのテーマではない。

重複登録制によって、都道府県立（ないし他自治体立）の特別支援学校に就学する者も居住する市区町村立の学校に登録を有することになるので、義務教育段階にあって市区町村行政及び居住地校から障害を理由として学籍上排除するという現行制度の一大欠陥を補うこともできる。

### 【「特別」の二文字のない「支援教育」としての包摂】

最終方向として、研究代表者は、「特別」の二文字のない「支援教育」を志向している。

車のエアバッグは以前には高価であり、「特別装備」であった。安全対策の進んだ今は、「通常装備」となっている。貧困家庭の子への補食事業は、すべての子どもを対象にした学校給食の登場によって、歴史的にその役割を縮減した。特別支援教育が蓄積してきた専門性を、「連続性のある多様な学びの場」や「スクールクラスター」の整備によって、すべてのエリア（ないし地域校）で当たり前提供・活用できる「支援教育」のレベルに至れば、「特別」の二文字を冠した事業はかなり限定的となる。居住地校が特長としてきた「地域性」と特別支援教育が蓄積してきた「専門性」の総合保障&同時達成、それが日本型インクルーシブ教育システムの真骨頂ではなかろうか。

### (3)中教審「インクルーシブ教育報告」が提示した「就学指導から相談支援への転換」に係る現状と課題

#### 【就学指導から相談支援への転換】

「インクルーシブ教育報告」においては、「就学指導」の字句はなく、「就学相談」ないし「教育相談・支援」という用語が使用されている。

そして、「就学基準に該当する障害のある子どもは、特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組み」を改めて、「障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、専門家の意見等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組み」に転換することが謳われている。具体的には、①医療・福祉等の部門と連携した「早期からの教育相談・支援」、②本人・保護者と教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援についての「合意形成」と意見が一致しない場合

の「調整の仕組み」、③就学先決定後の「継続的な教育相談」と就学先の「柔軟な見直し」、④市町村教育委員会の「相談・情報提供のできる体制整備」と都道府県教育委員会の「専門的な相談・助言機能」、等がポイントとなっている。

「インクルーシブ教育報告」の提起した「就学指導から相談支援への転換」に関して、地方公共団体の「就学」事務関係者は現状をどのように認知しているのであろうか。2012年度調査によって、以下のことが明らかとなった。

#### 【都道府県】

回答のあった36件のうち、「1.すでに「相談支援」の仕組みに移行している」が6件（17%）、「2.「相談支援」の仕組みに移行する計画である」が1件（3%）、「3.「相談支援」の仕組みに移行することを検討中である」が6件（17%）、「4.「相談支援」の仕組みに移行する必要は感じていない」が10件（28%）、「5.「相談支援」の仕組みに移行する動き等はない」が5件（14%）、「6.その他」（国の動向をみて／等）が7件（19%）、未記入1件（3%）、であった。

#### 【特別区】

回答のあった8件のうち、「1.すでに「相談支援」の仕組みに移行している」が6件（75%）、「4.「相談支援」の仕組みに移行する必要は感じていない」が1件（13%）、「5.「相談支援」の仕組みに移行する動き等はない」が1件（13%）、であった。

#### 【市】

回答のあった320件のうち、「1.すでに「相談支援」の仕組みに移行している」が79件（25%）、「2.「相談支援」の仕組みに移行する計画である」が1件（0%）、「3.「相談支援」の仕組みに移行することを検討中である」が50件（16%）、「4.「相談支援」の仕組みに移行する必要は感じていない」が81件（25%）、「5.「相談支援」の仕組みに移行する動き等はない」が88件（28%）、「6.その他」（実際には相談支援／国や県の動向をみて／等）が18件（6%）、未記入3件（1%）、であった。

#### 【町】

回答のあった254件のうち、「1.すでに「相談支援」の仕組みに移行している」が22件（9%）、「2.「相談支援」の仕組みに移行する計画である」が4件（2%）、「3.「相談支援」の仕組みに移行することを検討中である」が32件（13%）、「4.「相談支援」の仕組みに移行する必要は感じていない」が75件（30%）、「5.「相談支援」の仕組みに移行する動き等はない」が107件（42%）、「6.その他」（実態としては相談支援／福祉部局との連携による相談支援／県の動向をみて／等）が11件（4%）、未記入3件（1%）、で

あった。

#### 【村】

回答のあった46件のうち、「1.すでに「相談支援」の仕組みに移行している」が10件(22%)、「2.「相談支援」の仕組みに移行する計画である」が1件(2%)、「3.「相談支援」の仕組みに移行することを検討中である」が3件(7%)、「4.「相談支援」の仕組みに移行する必要は感じていない」が11件(24%)、「5.「相談支援」の仕組みに移行する動き等はない」が19件(41%)、「6.その他」(就学指導委員会はあるが保健福祉と合同の相談支援体制がある/最終判断は保護者が行えるような適切な助言を行っている)が2件(4%)、であった。

#### 【共同設置・事務委託の市町村】

回答のあった57件のうち、「1.すでに「相談支援」の仕組みに移行している」が11件(19%)、「3.「相談支援」の仕組みに移行することを検討中である」が6件(11%)、「4.「相談支援」の仕組みに移行する必要は感じていない」が12件(21%)、「5.「相談支援」の仕組みに移行する動き等はない」が24件(42%)、「6.その他」(実際には相談支援/不明/等)が4件(7%)、であった。

#### 【課題】

「1.すでに「相談支援」の仕組みに移行している」が、回答のあった都道府県で17%、市で25%、町で9%、村で22%、共同設置・事務委託自治体で19%という結果であった。

今後は自治体訪問等を通じて、さらに詳細を明らかにしたい。

ところで、2000年度に実施された地方分権一括法により、就学指導は機関委任事務から自治事務となり、自治体の裁量が広がっている。独自の施策や工夫が可能な一方で、自治体間で差異や格差も生じている。全国1,700余りの基礎自治体(区市町村)の全てにおいて、「就学指導」を「相談支援」へ転換・拡充するには、今後継続して、先導的な試みを含めた情報・経験の交流とシステム整備のサポートが不可欠である。

#### 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計4件)

- 1) 渡部昭男、日本型インクルーシブ教育システムへの道、特別支援教育研究、査読無、650号、2011年、7-10頁。
- 2) 渡部昭男、全ての子が特別支援教育も受けられる「重複登録」方式導入を、日本教育新聞、査読無、5821号、2011年、9頁。
- 3) 渡部昭男、日本の就学法制に係る障害者権利条約を踏まえた検討課題—特別支援教育の在り方に関する特別委員会「12/24論点整理」を素材に一、地域学論集(鳥取大学地域学部論集)、査読無、7巻3号、

2011年、397-416頁。

- 4) 渡部昭男、「特別」ではない当たり前の「支援教育」への教育環境整備・施設改善を考える、学校運営、査読無、52巻8号、2010年、20-23頁。

〔学会発表〕(計9件)

- 1) 清水貞夫・渡部昭男、中教審特特委員会報告に係る学校教育法等の改正、日本特別ニーズ教育学会第18回大会、2012年10月21日、高知大学。
- 2) 渡部昭男、中教審特特委員会報告と通級・特別支援学級・特別支援教室、日本特別ニーズ教育学会第18回大会、2012年10月20日、高知大学。
- 3) 渡部昭男、障害者権利条約の批准に向けた国内教育法制の整備課題、日本教育学会第71回大会、2012年8月26日、名古屋大学。
- 4) 渡部昭男、提案1：中央教育審議会・特特委員会における2012年最終報告の意義と課題、日本教育学会第71回大会、2012年8月24日、名古屋大学。
- 5) 渡部昭男、就学支援システムの検討—1988~2010年度の比較分析—、日本特別ニーズ教育学会第17回大会、2011年11月6日、福岡教育大学。
- 6) 渡部昭男・安藤房治・宮崎英憲・清水貞夫・玉村公二彦、特別支援教育及びインクルーシブ教育の在り方—障害者権利条約の諸原則とのかかわり—、日本特殊教育学会第49回大会、2011年9月23日~25日、弘前大学。
- 7) 渡部昭男、提案1：中央教育審議会によるインクルーシブ教育への提言—「就学指導」から「相談支援」への転換を中心に—、日本教育学会第70回大会、2011年8月24日~26日、千葉大学。

〔図書〕(計2件)

- 1) 渡部昭男(分担執筆)、クリエイツかもがわ、『エコール KOBE の挑戦』(分担章：障がい青年の自分づくりと二重の移行支援)、2013年(8月)予定、校正中。
- 2) 渡部昭男(編著)、三学出版、『日本型インクルーシブ教育システムへの道—中教審報告のインパクト—』、2012年、1-182頁。

#### 6. 研究組織

(1) 研究代表者

渡部 昭男 (WATANABE AKIO)

神戸大学・大学院人間発達環境学研究所・教授

研究者番号：20158611